

平成 29 年 2 月定例会（第 327 回）

3 月 9 日 一般質問

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

一般質問項目

- 1 [「平和への権利宣言」について](#)
- 2 [過労死を生み出さない奈良県づくりについて](#)
- 3 [子ども医療費助成制度について](#)
- 4 [貧困の連鎖を断ち切るための取組について](#)
- 5 [小規模企業振興基本条例について](#)
- 6 [小中一貫教育について](#)

平成29年 2月 定例会（第327回）

平成二十九年二月

第三百二十七回定例奈良県議会会議録 第六号

平成二十九年三月九日（木曜日）午後一時開議

出席議員（四十三名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 欠員	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 國中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	四二番 今井光子
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、当局に対する一般質問
- 一、追加議案の上程

○副議長（小泉米造） これより本日の会議を開きます。

○副議長（小泉米造） この際、お諮りします。

追加議案の上程を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○副議長（小泉米造） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、六番松本宗弘議員に発言を許します。――六番松本宗弘議員。（拍手）

◆六番（松本宗弘） （登壇）議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の方からは、質問が四点、要望が一点でございます。最初の質問は、奈良県フットボールセンターを活用した地域活性化についてでございます。二番目は、京奈和自動車道の一般部の道路整備についてでございます。三番目は、県が管理する道路における歩道整備についてでございます。四番目は、公立小学校の運動場の芝生化についてでございます。最後に、田原本町内の道路騒音対策について要望がございます。

それでは、まず最初に、奈良県フットボールセンターを活用した地域活性化について伺いたします。

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが終了し、二年後の二〇一九年にはラグビーワールドカップ、そして二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピック、二〇二一年には関西ワールドマスタースゲームズと三年続けて世界的なスポーツ大会が日本国内で開催されることから、スポーツに対する関心はますます高まってきていると思います。

私は、橿原磯城リトルシニアという中学生の野球チームで子どもたちと一緒に汗を流しています。子どもたちがひたむきにボールを追いかけている姿や、チーム全員が一丸となって目標に向かって頑張っている姿を目の当たりにし、スポーツを通じて感動や喜びを共有することや、チームプレーにより協調性を養うことは大切であると身をもって感じています。多くの人々に、ライフステージに応じて運動・スポーツに取り組んでいただき、スポーツの持つ魅力を体感いただきたいと思います。

そのためには、多くの方がスポーツに取り組める環境づくりが重要で、その中でもスポーツ施設を充実させることが必要であり、県や市町村のスポーツ施設を整備することはもちろんのこと、民間施設の役割も大変重要であると考えています。

私の地元、田原本町には、旧志貴高等学校のグラウンドを活用して、県、日本サッカー協会からの補助を受け、奈良県サッカー協会が主体となって整備し、運営している奈良県フットボールセンターがあります。このサッカー場は、JFLの奈良クラブの練習場として利用されているほか、休日には小・中学生のサッカー大会等が開催されるなど、県内サッカーの拠点となっております。県内はもとより、県外からも多くの方が訪れています。

さらに、サッカーだけでなく、田原本町の体力教室やグラウンドゴルフ大会にも利用され、地域におけるにぎわいづくりにもつながっています。

今議会に提案されている平成二十九年度一般会計予算案に、サッカー場整備補助事業として七千五百万円が計上されています。奈良県サッカー協会が主体となって実施する人工芝サッカー場の拡充整備に対し、県が支援することは大変すばらしい取り組みであると思っています。

そこで、知事にお伺いをいたします。

奈良県フットボールセンターは、平成二十二年に整備されて以来、土曜日や日曜日には予約がとれないほど盛況であることから、この流れを大切に、当該施設を活用したさらなる地域活性化を図っていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、京奈和自動車道の一般部の道路整備についてお伺いいたします。

京奈和自動車道は、皆さんご承知のとおり、京都府、奈良県、和歌山県を結ぶ高規格幹線道路で、本県にとっては県土の背骨となって、県民の生活や経済活動を支える重要な幹線道路であります。国が鋭意整備を進める中、私の地元では平成二十七年三月に、三宅インターチェンジと県道天理王寺線から桜井田原本王寺線までの区間の一部が開通いたしました。この開通により、地域の生活道路を走っていた通過交通が減少するなど、地域の安全性も向上し、地域の住民も大変喜んでいます。また、沿道には大型店舗の出店もあり、一般部の整備がされたことで地域の活性化にもつながっています。

しかしながら、県道天理王寺線から北側の大和川を渡る区間の一般部が未整備となっているため、三宅インターチェンジから大和川までの間の沿線住民や企業は、大和川を渡って北へ行く場合は、三宅インターチェンジまで南下して京奈和自動車道の本線高架道路を利用するか、国道二四号や大和中央道まで出向いて迂回して北上するなど、スムーズな動きができない状況です。これでは、せっかく開通した一般部の効果が半減してしまいます。道路はつながってこそ、その効果を発揮します。

県道天理王寺線から北側の大和川を渡る区間の一般部が開通すれば、大和郡山市から橿原市までの一般部がつながり、沿線住民の利便性、安全性が格段に向上するだけでなく、沿道への大型店舗への立地など土地利用も進み、地域経済の活性化にもつながるといった大きな効果が発揮できるものと考えています。この区間の一般部の整備については、地元に関心も高く、地域の発展にもつながるものと大きな期待を持っています。

そこで、県土マネジメント部長にお伺いいたします。

一般部の整備については、昨年度の十二月にも質問いたしました。その後どのような状況になっているのでしょうか。また、今度どのように取り組もうとしているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、県が管理する道路における歩道整備についてお伺いいたします。

県は、これまでも歩行者の安全を確保するため、さまざまな対策を進めてこられました。特に、通学路でありながら歩道が設置されていない区間については、道路管理者、警察、

学校管理者などが合同で現地を点検し、課題があればすぐにできることから対策が進められています。これらの取り組みは、児童の通学における安全性を高めるため有効であると感じており、さらに推進してほしいと思います。

一方で、この通学路以外にも、沿線住民の暮らしを支えている道路はたくさんあります。この中には、いまだ歩道が設置されていない区間や、幅が十分でなかったり、段差が残っている区間があるのも実情です。整備当時は、歩道さえあればよしとされていたのかもしれませんが、今の感覚からすると、沿線住民の生活道路として安全とはいいがたい区間も見受けられます。生活道路と聞くと、市町村道が中心とお考えの方は多いと思います。しかし、県管理道路も、沿線に暮らす住民にとっては生活道路の一部です。よって、歩道の安全性が十分確保されているかどうかは、毎日の暮らしにおける安心・安全に直結する関心事であります。

そこで、県土マネジメント部長にお伺いいたします。

このような状況を踏まえ、県が管理する道路における歩行者の安全対策について、どのような考え方のもと歩道整備を進めているのか、お伺いいたします。

次に、公立小学校の運動場の芝生化についてお伺いいたします。

県教育委員会では、子どもたちの体力向上や外遊びがしやすい環境を整えること、また地域と連携した開かれた学校づくりを目的として、平成二十一年度より学校の運動場芝生化に取り組んでこられました。

私の地元、田原本町でも県教育委員会の考えに賛同し、小学校運動場芝生化推進事業に応募しました。町立小学校五校の中から、学校創立五十周年を迎え、隣接幼稚園と共用した運動場であることから、平成二十一年度に田原本町立南小学校の運動場を芝生化することを決定されました。南小学校では、幼稚園も含め、保護者やスポーツ少年団との連絡調整を図り、芝生化に向けたスケジュールを決定されました。全校児童で芝の苗づくりを行い、保護者が中心となって苗を運動場に移植するための準備作業を実施し、園児、児童みずからが苗を運動場に植えつけました。

そして、皆さんの苦勞が実り、九月一日に芝生開きを行い、十月には初めて芝生化された運動場で盛大に運動会が開催されました。南小学校の校長先生にお聞きしたところ、芝生化前と比較して、児童の外遊びの種類がふえ、芝生の上で寝転んだり、はだしで運動するなど、芝生の特性を生かした活動が多くなったそうです。このように運動場での活動がふえたにもかかわらず、子どものけがが減少したという結果が出ていると聞いております。また、運動場の砂ぼこりがなくなり、風のある日でも窓を全開することができ、爽やかな風を感じながら授業に集中しているとのこと。そして、芝生が太陽の照り返しを防止し気温の上昇を防ぐことで、児童は夏でも思いっきり運動場で遊ぶことができるなどの効果があったそうです。

また、学校行事であるお弁当の日には、運動場の芝生の上でみんなでお弁当を食べるのを児童は大変楽しみにしていると聞いております。芝生の苗の植えつけを行った当時の小

学生や幼稚園児、保護者、地域ボランティアの方々の、自分たちが植えた芝生をいつまでも大切にしたいという気持ちが今も受け継がれ、現在も、地域の方々に芝生の維持管理にご協力をいただき、運動場の芝生の維持ができております。

その反面、学校の運動場は多目的に利用すべき施設であると思いますが、芝生化することで野球など種目によっては支障が出る競技があることや、芝生の養生のために運動場が使用できない期間があることをはじめ、県内の芝生化実施校からは、使用頻度が高くなると芝生が枯れる、地面にでこぼこができることにより、雨が降ると水たまりができ、使用できない期間が長くなる、また、雑草の処理や乗用草刈り機等の老朽化によるメンテナンスにかかる費用の捻出に苦勞しているとの声が上がっています。

昨年、私が南小学校の運動会を観覧した際にも、芝生の一部が枯れていたり、根腐りまでしているところもありました。本当に、芝生の管理の難しさを痛感いたしました。運動場の芝生化による効果が認められる点が多々あるのは評価できるのですが、芝生の維持管理に関しては、学校及び保護者、町教育委員会が苦勞しているのも事実であります。

そこで、教育長に質問します。

県教育委員会では、公立小学校の運動場の芝生化を奨励されていますが、適正な維持管理を行うための現在の取り組み及び今後の学校や市町村へのサポートの方針についてお伺いいたします。

最後に、田原本町内の道路の騒音対策について要望いたします。

私の地元である田原本町薬王寺の住民の方から、京奈和自動車道について相談を受けています。その内容といたしましては、京奈和自動車道の騒音問題です。京奈和自動車道の本線高架部には継ぎ手がありますが、そこを車が通過するときに出る騒音、そして一般部を通る車の騒音です。

地元の方も奈良国道事務所に相談に行かれ、担当者の方には真摯に相談に乗ってもらっていますが、なかなか対策が進まない状況です。沿道で生活している者にとっては、毎日のことです。非常に深刻な問題です。

県も、この問題を把握していただいて、奈良国道事務所と相談するなど、騒音対策のスピードアップを図っていただくよう要望します。

これで壇上からの質問・要望を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）六番松本議員のご質問が私に対して一問ございました。奈良県フットボールセンターを活用して地域活性化を図るべきではないかとの趣旨のご質問でございます。

スポーツ施設は、県民のスポーツに取り組む機会の増加や競技力の向上などスポーツの振興に寄与するだけでなく、地域のまちづくりの核となる施設であると考えております。奈良県は、総じてスポーツ施設の整備は十分でなかったと感じておりますが、次年度予定

しておりますスポーツ推進計画の見直しに合わせ、スポーツ施設の整備の必要性をうたい、今後できるだけ整備を図っていこうと考えております。

奈良県フットボールセンターのサッカー場は、未利用となりました県立高等学校跡地を活用し、日本サッカー協会の助成を得て、奈良県サッカー協会が平成二十二年に整備し、センターの運営を行っておられる施設でございます。このような未利用の県有地を、県スポーツ団体の助成を得て民設民営で整備するといったこうした施設は、今後の施設整備の、また運営のあるべき方向性に沿った施設であると思います。先駆的な取り組みでございましたので、県もご支援を行ったところでございます。

当該施設は、民間ノウハウを生かした創意工夫により、サッカーのみならず、グラウンドゴルフなど、さまざまなスポーツ活動の場として、毎日多くの方々に利用されておりますのは議員ご紹介のとおりでございます。特に、土日はあき時間がない状態だと聞いております。また、劣化により張りかえが必要となる人工芝の更新費用もみずから積み立てられるなど、将来を見据えた持続的で安定した運営が行われているようでございます。

新年度予定されている拡充整備により、ナイター設備を有する人工芝グラウンドが二面になります。これまでは県内で分散開催されていた小学生のサッカー大会が、当フットボールセンター一カ所で開催することが可能となることから、名実とも県内サッカーの拠点となってくるものでございます。あわせて、交通アクセスがよろしゅうございますので、近畿レベルのサッカー大会等の誘致も可能となり、県内外からより多くの方々に来訪いただくことも期待できます。

地元の田原本町では、この施設と隣接する、しきのみちはせがわ展望公園を一体的に活用され、住民の健康づくりを進められるほか、平成三十年に、唐古・鍵遺跡近接地に開設予定の道の駅との施設間連携によるまちのにぎわいづくりを期待し、今回の整備に関してご支援されると聞いております。

県といたしましても、スポーツ施設としての、今申し上げましたポテンシャルをさらに高める可能性があることや、健康づくりやまちづくりにも寄与するためにご支援を行うこととしております。このような民設民営によるスポーツ施設の事業モデルを参考にしながら、今後、県内スポーツ施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

私に対するご質問の答弁は以上でございます。

○副議長（小泉米造） 加藤県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（加藤恒太郎） （登壇）六番松本議員のご質問にお答えをいたします。

私には、二点お尋ねがございました。

一点目は、京奈和自動車道一般部の未供用区間についてのお尋ねでございました。

京奈和自動車道の一般部でございますけれども、平成二十七年三月に三宅インターチェンジの前後区間三・五キロメートルが供用されました。西名阪自動車道から大和高田バイ

パスまでの約十四キロメートルの区間で、一般部が未供用という形で残っておりますのは、大和川の前後区間一キロメートルということでございます。

議員既にお述べいただきましたとおり、平成二十七年に一般部が供用されました田原本町では、大型店舗ですとか工場などの立地が進んでおります。今年度も工場建設等に向けた開発が複数動き出すなど、民間の意欲的な投資が続いておりまして、一般部につきましても、企業立地ですとか産業振興の観点から大きな整備効果が発揮をされているというふうに考えてございます。

本県では、産業用地の確保に向けまして、大和郡山市、天理市、川西町、三宅町、田原本町の五市町と連携いたしまして、工業ゾーン創出プロジェクトを進めておりますけれども、こうしたプロジェクトを成功に導く上でも、京奈和自動車道の一般部が果たす役割というものは大きいと認識をしてございます。

一般部が未供用となっております大和川の前後区間につきましては、既に用地の取得が完了しております。また、大和川を渡る橋りょうの下部工事の一部施工済みということになってございます。

今後とも引き続き、京奈和自動車道の一般部の整備効果につきまして、これを積極的に情報発信するとともに、企業誘致・産業振興に向けた県・地元市町村の具体的な取り組み、あるいは期待をしっかりと国に伝えまして、残る工事に一日も早く着手していただけるよう、地元の市町村一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

二点目のご質問でございます。

県管理の道路における歩道整備の考え方につきましてお尋ねがございました。

本県が管理をしております国県道の延長でございますが、平成二十七年度末時点で千九百七十六キロメートルでございます。このうち、歩道を有する区間の延長でございますが、五百十七キロメートルでございます。割合で申し上げますと二六％となっております。全国の平均である四二％という数字と比較いたしますと、大変厳しい状況にあるということでございます。また、ご指摘いただきましたように、歩道が整備されておりますけれども、幅が十分でなかったり、あるいは段差があるなど、課題が残っている区間もございます。

こうしたことから、本県では、安全で快適な歩行空間の確保に向けて、大きく三つの考え方で進めてございます。一つは、交通事故が集中して発生する箇所、それから教育委員会・警察・道路管理者等が合同で行った点検で対策が必要とされた通学路、それから高齢者・障害者をはじめ、多くの方々が利用される駅、病院、公共施設、こういったものを結ぶ道路、こういったところにおいて歩道の設置や拡幅、あるいは段差の解消等による安全対策を進めております。しかしながら、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中といった考え方により取り組んでいるところでございます。

今年度でございますけれども、県内で七十八カ所で歩道等の拡幅設置等、事業を実施しております。この一年間で新たに約二・五キロメートルの歩道をご利用いただけるようになる予定でございます。

三カ所、具体的な事例をご紹介したいと思います。奈良市の都祁吐山町の国道三六九号でございますけれども、通学路の安全確保のため、延長百メートルの区間で歩道の新設を実施してございます。また、天理市海知の県道天理環状線では、通学路の安全確保のため、延長百四十メートルの区間で歩道の拡幅を実施しております。三点目になりますけれども、葛城市の近鉄尺土駅・磐城駅、この周辺の国道一六六号では、鉄道駅や市庁舎等、周辺の施設を利用される方々の利便性・安全性の向上を図るため、延長百十メートルの歩道の設置を実施しているところでございます。

新年度につきましても、引き続き、選択と集中の考え方に基きまして、警察や地元市町村、あるいは地域の皆様方とも連携しながら、安全で快適な歩行空間の確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）六番松本議員のご質問にお答えをいたします。

私には、公立小学校の運動場の芝生化を奨励しているが、維持管理を行うためのサポートの方針についてお尋ねでございます。

平成二十年度に開始をされました全国体力・運動能力、運動習慣等調査におきまして、本県小学生の体力・運動能力が全国順位では四十一位と非常に低いことがわかりました。ことしは、ちなみに三十位でございます。このため、県教育委員会では、小学校十五校を指定し、運動場を芝生化することにより、子どもの活動の変化や体力・運動能力向上への効果が期待できると考え、平成二十一年度から三年間のモデル事業として小学校運動場芝生化促進事業を実施いたしました。

平成二十三年度には、芝生化の効果を検証いたしました。議員もお述べのように、子どもたちの外遊びが多くなり、運動量がふえた。運動場でのけがが減少した。夏の照り返しを防止し、気温の上昇を防いだり、砂の飛散防止にもつながる。地域との連携や交流する機会がふえたなどが明らかとなり、体力、特に五十メートル走の記録の向上にも効果がございました。

一方、維持管理や養生期間等の使用上の制限などが課題とされております。維持管理につきましても、スプリンクラーを設置するなど、少しでも作業量を軽減しているものの、芝刈りや刈った後の芝の処理等多くの作業があり、負担になっていることも認識をいたしております。

県教育委員会では、維持管理等のあり方について協議をするため、芝生化実践校と市町村教育委員会による奈良県運動場芝生化実践校連絡協議会を毎年二回開催し、各校で実施している対策等の情報共有を行っております。また、芝生化の実施を検討している市町村にも参加を促しており、昨年度は天理市が参加され、山の辺幼稚園を芝生化されました。

今年度は八月二十九日に第一回の協議会を開催し、専門家より芝生の維持管理に関する他府県の最新の情報等を講義していただくとともに、各校が抱えるさまざまな課題に対し、

エアレーションの方法などにより、芝枯れが大幅に改善されるなど、貴重な助言もいただいております。さらに、参加者同士が情報交換を行い、有意義な会議であったとの感想もいただいております。三月二十一日には二回目の協議会の開催を予定いたしております。

県教育委員会では今後も、芝生化実践校及び市町村教育委員会との連携を緊密に図りながら、維持管理等に関する個別の課題についても、きめ細かく対応をしてまいります。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 六番松本宗弘議員。

◆六番（松本宗弘） 前向きなご答弁ありがとうございます。

一番目の、奈良県フットボールセンターを活用した地域活性化につきましては、知事から答弁をいただきましたように、今回の整備によって、より多くの方が奈良県フットボールセンターを訪れ、地域の活性化につながることを期待しています。あわせて、志貴高等学校跡地には校舎等の未利用の施設もありますので、これを活用してスポーツ合宿ができる施設を整備するなど、さらなるにぎわい創出をご検討いただきますよう要望させていただきます。

三番目の、県が管理する道路における歩道整備につきましては、県の選択と集中による取り組みは理解します。しかし、この選択と集中から漏れた道路においては、段差や幅の狭さに危険を感じ、日々の暮らしの中で改善を望む声もあります。しっかりと認識しておいてほしいと思います。

具体的な事例として、私の地元では県道田原本広陵線が挙げられます。この県道は、既に歩道はあるものの、幅が狭く、傘を差すとすれ違いが難しい状況です。また、昨年十月には、この県道と歩道のない町道との交差点付近で、町道沿いの水路に自転車が転落し、乗っておられた方がお亡くなりになる事故が発生いたしました。なお、この事故の発生当初には、私も関係機関への通報に奔走しておりました。現場は町道沿いの水路であります。県の中和土木事務所においても、周辺の県道において、横断する水路などへの転落防止をする車どめをすぐに設置いただきました。このように、歩行者の安全を高める維持管理を速やかに実施していただけますと、地域の者は安心して通行することができます。

もちろん本来であれば、時間と予算をかけて用地を買収し、歩道を広げていただきたいところではありますが、しかし、この事例のように、地域内で人がお亡くなりになる事故が発生し、住民の不安が高まるようなケースにおいては、まずは目に見える形で、少しでも早く有効な安全対策を実施していただけることが、何よりもありがたく感じるところであります。今回の件では、地元として県の迅速な対応には大変感謝をしていることをお伝えしておきます。

これまで申し上げたとおり、日々の暮らしを支える市街地の道路には、いつ事故が発生してもおかしくない区間が残されております。県には、早急かつ計画的に対策を講じてもらうことを強く要望しておきます。

四番目の、公立小学校の運動場の芝生化につきましては、教育長から各学校の個別の課題について、きめ細かな支援を行っていききたいという答弁をいただきました。田原本町では、南小学校の維持管理費に毎年百二十万円の予算をつけていただいております。また、運動会の時期には、運動場のでこぼこ部分にできた水たまりの排水が悪く、異臭が漂ったことを受けて、来年度、暗渠の補修や芝生の風通しをよくするためのコアリング工事に百二十万円の予算を追加計上していただいていると聞いております。

そこで、教育長に再度質問いたします。

県教育委員会として、南小学校の芝生の維持管理について具体的にどのような支援を考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 先ほども申し上げましたように、三月二十一日に今年度二回目の奈良県運動場芝生化実践校連絡協議会を、偶然でありますけれども田原本町の奈良県立教育研究所で開催をすることになっております。当日、専門家、芝生化管理の専門家がおいででございますので、県教育委員会の担当者と一緒に、できたら私も一緒に行きたいと思っておりますけれども、一緒に芝生の状態を見ていただきたいと思っておりますし、その状態に適した維持管理の方法、どんな方法があるのか、まず助言をいただきたいと思っております。

助言に基づいて我々も何ができるのか、検討してまいりますけれども、例えば地域の人材を維持管理にもっともっと活用する必要があるというふうな話になっていけば、県教育委員会の方で学校と地域の連携を促進するような事業として、学校・地域パートナーシップ事業というのがございますので、この活用ができるかどうか、具体的にも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小泉米造） 六番松本宗弘議員。

◆六番（松本宗弘） ご丁寧な答弁ありがとうございます。今後とも芝生の維持管理に関して、各学校の個別の課題につき、きめ細かで継続的な支援を強く要望しておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（小泉米造） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。きのうが誕生日でございました。私は、毎年誕生月に健診を受けています。全く自覚がなかったのに、五年前に進行性のがんが見つかりました。あのとき、もし健診を受けていなかったら、ここに立っていたかどうかわかりません。たくさんの方々に支えていただき、心から感謝をいたしております。「愛だけでは、守れないから、がん検診」、ぜひ積極的にがん検診を受けることをお勧めいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、平和の権利宣言について知事に伺います。

ことは、憲法制定七十年です。戦争しない憲法のある国で、自衛隊の若者が南スーダンに送られ、PKO活動に参加しています。国会では、国際ボランティアセンターの今井氏の陳述で、自衛隊の活動する地域とは最も危険な地域であり、停戦合意が前提のPKO五原則は崩れていると陳述しています。人口の半数が食料不足で飢餓に見舞われ、こうした地域があり、三百万人が避難民になっています。稲田防衛大臣は、自衛隊の日報をめぐり、戦闘を武力衝突と言いかえましたが、自衛官の危険は変わりません。戦前の情報操作による大本営の発表と同じです。

自衛官の息子さんが南スーダンに送られている母親が、派遣差し止め訴訟に立ち上がり、二月二十一日札幌地裁で意見陳述が行われました。私の息子に限らず、自衛官が安保関連法による任務で危険にさらされているのは耐えがたい苦痛です。誰の子どもも殺させてはなりませんと撤回を強く求めました。国連では、平和に生きる権利を全ての人に認める平和の権利宣言が二〇一六年十二月十九日、国連総会で採択されました。投票結果は、賛成百三十一カ国、反対三十四カ国、棄権十九カ国でした。日本政府は反対をいたしました。日本国憲法の前文に掲げております理念、我らは全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有するが反映されたものになりました。第一条には、全ての人、全ての人権が促進及び保障され、発展が十分実現できるような、平和を享受する権利を有すると書かれています。国家が関与する戦争や紛争に、個人が人権侵害と反対できる根拠になる宣言です。

奈良県議会では、昭和六十三年に、国際文化観光・平和県宣言の決議が上がりました。東アジア地方政府会合では、地方政府の交流が平和の基礎を築く、こうした考えの交流が行われております。憲法制定七十年を迎える今改めて、国連が核兵器の廃絶と全ての人が平和のうちに生存する権利を有することを掲げた平和の権利宣言を受け、奈良県として具体的な行動計画をつくり、取り組んではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、過労死を生み出さない奈良県づくりについて質問します。

安倍政権の、働き方改革の議論が始まっています。過労死水準を月に百時間、年間七百二十時間の残業を合法化して、残業代ゼロ制度の導入を目指すもので、とんでもないという声が上がっています。長時間労働は、働く人の体と心の健康を傷つけ、家族や子育て、地域社会など日本社会の健全な発展にも大きな妨げになっています。日本共産党は、三月三日、長時間労働解消、過労死根絶の緊急提案を発表いたしました。提案では、週に十五時間、月四十五時間、年三百六十時間以内に規制し、割り増し残業代の支払い強化を提起しています。

県庁職場の残業問題の深刻な実態が明らかになりました。労働基準法では一日八時間、週四十時間以上、働かせてはならないとされています。やむなく残業させる場合は、三六協定に基づき、月に四十五時間、年間三百六十時間を上限にしています。県庁では、時間外勤務等取扱要綱において、月に三十時間、年間三百時間と定めています。奈良県の本庁

以外の三六協定が適用される職場は、あと一職場を除いて三六協定の提携が既に行われております。

昨年から、日本共産党が県議会の委員会や本会議の質問を通じて、残業実態を明らかにしてまいりました。平成二十七年十二月、平成二十八年一月、二月の三カ月間に深夜残業手当が支給された本庁所属における超過勤務手当の時間数では、三カ月の合計が平均で百七十五時間でした。これは総残業時間一万八千三百七十一時間を深夜残業した人数百五人で割ったものです。

三カ月間連続で深夜残業が行われていた職場は七職場です。中でも、財政課、人事課が突出しています。三カ月の残業が三百時間を超える人は二十八人、その中でも四百時間を超える人が十人おりました。最も多い人で四百五十時間です。毎月百時間を超える残業が三カ月続いた人は十人です。年間残業時間の目安三百六十時間を三カ月で超えている異常な実態が明らかになりました。息子さんが県庁で働いているあるお母さんからは、帰ってくるのがいつも夜中、早朝まで仕事をしてそのまま仕事のときもある、職場では鬱病や死にたいという人など深刻、このままでは体がもたない、何とかしてほしいとの声が寄せられています。

この間、県庁内ではさまざまな取り組みがされておりますが、長時間残業問題はますますひどくなっております。これは、平成二十七年と平成二十八年の十二月を比べたものです。人事課、財政課で平成二十七年は過労死ラインの八十時間以上の残業が二十九人、そして百六十時間を超えたのが八人でした。平成二十八年の十二月では、八十時間を上回る残業が二十八人、過労死ラインの二倍に当たる百六十時間を超える人が昨年より四名ふえて十二名おり、最高百六十八時間です。これは、一日に二日分の労働をすることになり、残りの八時間で全てを行うことは睡眠を削るほかありません。慢性的長時間労働によって、日本人の睡眠不足が重大な経済損失をもたらしている調査結果も出ております。

また、平成二十八年十二月、本庁の各職場の総残業時間が二万三百九十二時間、これは八時間労働のフルタイム、月百六十時間に換算しますと百二十七・四人分に当たります。知事部局の各職場の定員に対して、欠員が三月七日現在で百四十七人、これは昨年の六月九日、百三十六名だったので、わずか半年で欠員が十一名もふえています。常に定員どおりの人が配置されていれば、残業をなくすことは可能です。必要な人員はふやすべきだと考えます。過労死が出てからでは間に合いません。そのためには、労働と次の労働までの間を十一時間あけるというEU並みのインターバル制度の導入も県庁に取り入れるべきと考えます。現場の知恵を出し合い、不要な仕事を減らすことも重要です。

そこで、知事に伺います。

奈良県最大の職場である県庁の働き方は、県内の自治体をはじめ多くの企業に多大な影響を与えることになり、県庁の長時間労働の改善は緊急の課題と考えますが、どのように改善しようとしているのか、お聞かせください。

次に、子どもの医療費助成について質問します。これは、岡議員も質問をされておりますけれども、もう一度聞かせていただきます。

奈良県では昨年八月の診療分から、子どもの医療費助成を通院についても中学卒業までを対象にし、助成対象範囲を拡大されました。しかし、助成の方法は、一旦医療機関の窓口で二割か三割の自己負担分の支払いを行った上で、外来であれば一レセプト当たり月に五百円または一千円の定額一部負担金を差し引かれた額が後から払い戻しになるという方法です。これでは窓口での支払いが大変で、小児科では給料日前になると子どもの受診が減るといふ声も聞いております。窓口でもお金の負担なく医療が受けられるようにという声は大変大きいものがあります。

このような窓口での負担がない現物給付方式導入の妨げとなる国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、全国的な廃止を求める声に押されて、厚生労働省は二〇一八年四月一日より、未就学児までの医療費の助成については減額調整措置の対象としないという方針を決定いたしました。

そこで、知事に伺います。

奈良県においては、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置廃止の方針を受け、子ども医療費助成制度への現物給付方式の導入に向けて、どのように対応をしようとしているのか伺います。

また、二番目には、未就学児について現物給付方式を導入するだけでなく、小学生、中学生も含め、定額一部負担もない窓口払いの完全な無償化を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みについて質問します。

格差と貧困の広がり、全世界の大金持ち八人の所得と地球の人口七十二億人の半数、三十六億人の所得が同じという驚くべき事態に進んでいます。

下流老人、女性の貧困、若者の貧困、子どもの貧困と言われ、身近に寄せられる相談も生活苦に関するものがふえています。貧困率は一六・一％で、OECDの中でワースト六位、子どもの貧困は一六・一％になり、貧困の連鎖が深刻です。働きながら生活保護水準以下の収入しかないワーキングプアは、就労世帯の約一割、貯蓄ゼロの世帯は三割になっています。この国と日本経済の持続的可能な発展にとっても、貧困の連鎖を断ち切る対策が必要です。

生活保護は、憲法第二十五条、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとして最低基準が定められています。私に寄せられる相談の多くが、生活保護を受けたいが自分の生活と照らし合わせて受けられるかどうかというものです。あるいは、客観的に見てかなりの困窮状態にあるにもかかわらず、生活保護は持ち家があれば受けられないなど、最初から諦めている人もたくさんおられます。また、生活保護だけは受けたくないと思っている人もたくさんいます。我が国では、生活保護基準以下なのに実際に保護を受けている人の割合は二割と少なく、最低基準以下の生活を余儀なくされている方がかなりの数になっ

ています。生活保護の目的は自立の助長であり、とことん困って借金でどうにもならなくなって生活保護に行き着くのではなく、それまでにできる支援を早く行うことで、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立助長をするべきと考えます。

私は、医療現場で十九年間医療ソーシャルワーカーをしてまいりましたので、世帯の年齢構成や家賃、医療費などから最低保護基準を計算して相談に乗ってまいりました。現在、奈良県のホームページで紹介されております生活保護の説明では、困ってもなかなか相談につながらないように感じます。現在国では、最低基準が定められています。生活保護の基準として定められていますが、住む場所や年齢、世帯の構成や収入状況で具体的な保護基準が違ってきます。また、急な支出の場合に利用できる一時扶助など、誰にでもわかるようにするべきだと考えます。

そこで、健康福祉部長に伺います。

生活保護基準を県のホームページに掲載し、見える化を進めることで、本当に困ったときの相談につながると考えますが、いかがでしょうか。

また、生活保護には陥らないために、平成二十七年四月からスタートいたしました生活困窮者自立支援制度は、非常に重要なものであると考えますが、これまでの制度の運用状況について伺います。

次に、小規模企業振興基本条例について伺います。

中小企業基本法では、小規模企業とはおおむね常時使用する従業員の数が二十人、商業、またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人以下の事業所をいうと定めています。奈良県では、事業所の八六・三%の事業所が小規模企業で、全国平均よりも一・二%高く、また常用雇用者数では二四・八%を占め、これも全国平均より一〇・二ポイントも高く、従業員の総数では三八・五%と、全国平均より一五ポイントも高く、奈良県経済で大変重要な役割を担っています。

経済のグローバル化が進む中で、東京一極集中が進み、地域経済が衰退しています。こんなときこそ、地域の実情に合った独自の産業政策が求められています。大型公共事業と企業誘致が、地域活性化につながるという神話は崩れました。地域が豊かになることは、地域にある経済主体である、企業、商店、農家、協同組合、NPO、地方自治体など、毎年地域に再投資を繰り返し、仕事と雇用を生み出し、住民の暮らしが持続可能であるようにしていくことです。その鍵を握るのが、小規模企業です。

今議会に、小規模企業基本条例が提案されました。私も、商工団体連合会の皆さんから事前に説明会を持ってほしいとの要望をいただき、昨年、県の担当者から説明をいただく勉強会を開かせていただきました。そのときに出された意見が、自分たちのことがどこに書かれているのか、これをつくることでどのようなことができるのか、日ごろからもっと業者の実態を知ってほしいなど、さまざまな意見が出されていました。今回、パブリックコメントでは七十件の意見が寄せられたと伺い、この条例に県民の方々が並々ならぬ期待をされていることを痛感しています。

そこで、産業・雇用振興部長に二点伺います。

県はパブリックコメントにおいて、条例の骨子案を示し、県民から意見を求められましたが、寄せられた多くの意見を今回提案された条例案にどのように反映されたか、伺います。

また、地域では人口減少で仕事や顧客の減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷によって売り上げや事業所の減少、経営者層の高齢化で後継者がいない、人手不足など多くの課題を抱えています。

制度の周知や相談窓口の設置、また実際に活用する場合の申請手続の煩雑化の解消など、小規模企業が抱える困難を具体的に支援できる施策が必要だと考えます。県はこの条例の施行を機に、どのような施策で小規模企業を支援されるのか、あわせて伺います。

最後に、小中一貫校の教育について質問します。

二〇一六年四月から、学校教育法の改正により小中一貫教育が制度化されました。地元の王寺町でも小中一貫校の方向が示され、住民の不安が広がっています。計画では二つの中学と三つの小学校を二つの義務教育学校にして、毎年学年段階の区切りを四・三・二とする小中一貫のカリキュラムで進めようというものです。これによって、小学校のークラスの人数はふえ、一千人を超える大規模校ができることとなります。現在の王寺中学校の敷地に建設が予定されており、グラウンドや体育館、プールなどの広さが確保できないのではないかと心配されています。

タウンミーティングやスクールミーティングでも、今ある学校をなくさないで、もっと丁寧な話し合いが必要、時期尚早との声が出されています。私も総合教育会議の傍聴をさせていただきました。委員の方々からは真剣な意見が出され、住民の声も反映されて丁寧な運営がされておりました。しかし、具体的な教育の中身については、情報が不足していることを感じました。

単なる学校統廃合になれば、地域の学校をなくさないでと反対の声が挙がりますが、小中一貫で中一ギャップの解消や学力の向上などと言われると、よくわからないままに進められる危険性があります。

国では公聴会に参考人を呼んで意見を聞いておりますが、早期に導入した品川区の小中一貫校の実態が紹介されました。小中一貫校の目的は学校の統廃合、小学校五年、六年生の活躍の場の消失、前倒しの詰め込みでカリキュラムと行政による教育内容の不当な支配の危険性、一貫校であるのに多くの生徒が転出、中学一年生で約半数が外部から入学してくるなどが指摘されています。さらに、一貫校設置には教育学的根拠もなく、具体的な検証もないと述べられております。品川区の小中一貫校では、いじめが原因と考えられた自殺事件が相次ぎました。教員が情報や問題意識を共有する日常的な会議も行われなかった、独自カリキュラムの導入や授業時間の増加で教職員の休日出勤が恒常化している実態があり、学校の規模が大き過ぎるために、子どもたちの中で起こっている問題が見えないという意見が出ております。

そこで、教育長に三点お伺いします。

まず、現在奈良県では既に小中一貫教育が実施されている自治体や今後導入が検討されている自治体があると聞いておりますが、現状をお聞かせください。

次に、小・中学校におけます適正な学校の規模とはどのようなものなのでしょうか。

また、県教育委員会として、小中一貫校のメリットもデメリットも適切に情報発信し、各自治体において住民の合意が得られるよう、丁寧で慎重な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

これで、第一問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十二番今井議員のご質問が三問私にございました。

第一問目は、平和への権利宣言についての取り組みのご質問でございます。

外交問題でございますが、外交は国の専権事項でございます。国連で採択された平和への権利宣言そのものや、それに対する政府の姿勢については、地域の福利向上をもつぱらの責務といたします地方行政を担わせていただいている私の立場で申し上げるべきものではないと考えます。県政をお預かりする知事の立場で平和への取り組みについて申し上げますと、これまでの議会での答弁の繰り返しになりますが、地方自治の実践こそが平和を志向する国家を支えることになると考えております。

地方自治が基軸になって、国家の平和志向を支えている国の話を最近二つ耳にしております。一つは、一昨年、奈良県と友好提携協定を結びましたスイスのベルン州でございますが、世界で最も強固な地方自治を実践されております。そのスイスは永世中立平和主義の国でもございます。また、一方、歴史的にはハプスブルク家との戦いで三つの地方政府カントンが協約して戦い、独立して連邦国家をつくった国でもございます。また、奈良県のムジークフェストならの開催をきっかけに仲よくなりましたドイツの前総領事カールステンさんは、ドイツにおける連邦制の堅持こそが平和国家ドイツの維持に結びついていることを常に強調されておられました。

私は、国家レベルの取り組みだけでなく、地方政府同士や民間同士の外国との交流などの取り組みも、平和につながる大変有意義なものだと考えております。最近の東アジアの状況の中でも、大変重要になってきていると思います。議員も言及されました東アジア地方政府会合や東アジア・サマースクールなど、東アジアとの交流は必ず東アジア諸国との相互理解の進展や平和的な関係の構築につながるものと考えております。

本県は、東アジアのみならず、ユーラシアとの交流の中で高度な文明を受け入れ、日本の歴史の中でも誇るべき国際性を有し、数多くの友好交流の歴史を伝える文化遺産やゆかりがございます。先日も、イランの女性副大統領がわざわざ奈良までお越しになりました。奈良とのかつてのゆかりを理解するためのご訪問でございました。今後も、歴史につなぐがりの深い地域などと、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、永続的な平和を希求する機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

超過勤務についてのご質問がございました。改善の方向性についてのご質問だと理解いたします。

超過勤務は、職員みずからの判断によるものではなく、所属長をはじめとする管理監督者が、真に超過勤務が必要な職員に対してのみ、適切に超過勤務を命じることが基本中の基本であると思います。このようなしっかりしたマネジメントの徹底が超過勤務の縮減につながるものと考えております。

このことから、働き方にメリハリをつけ、自身の健康管理と公私ともに充実した日々が過ごせるよう、毎週水曜日を定時退庁日に設定し、人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回され、超過勤務命令のない職員がいた所属長に注意文書を発行するなど、管理監督者及び職員に注意喚起を促す取り組みを実施し始めました。また、庁議の場で、注意文書の発行枚数を報告させることで、管理責任者の退勤管理の見える化をするとともに、時期による業務の偏りなどの把握にも努めているところでございます。議会のある時期は、議会の答弁を作成する財政課の職員の残業が極めてふえますが、そのことについてはご理解を願いたいと思います。

さらに、今年度は新たに、各部内の繁閑調整や超過勤務の縮減の取り組みをさらに推進するため、各部次長を企画管理室長事務取扱にしておりますが、組織・人事管理責任者としての発令を行い、事前命令の徹底や部局内各所属の繁忙の状況や職員の超過勤務の状況の把握に努め、適時に必要な措置を講ずることができるよう徹底を図っております。

そのほかの新しい取り組みも進めたいと考えております。三つほどございます。一つは、勤務時間管理の適正化に係る文書を発出する予定でございます。職員の出退勤管理の徹底を図りたいと思います。来年度の新しい取り組みといたしまして、十九日十九時完全消灯の実施の拡大や（仮称）時間外勤務対策プロジェクトチームを設置し、現状の認識と対策の徹底をしたいと思います。三つ目は、会議の効率化や資料の削減等の取り組みを私から率先して進めるとともに、効率的な業務マネジメントを管理職の人事評価項目に組み込むことをしたいと思います。このような取り組みでございますが、それを充実させ、超過勤務の縮減につながればと考えております。

今後とも、長時間労働の是正に向けましては、所属長をはじめとする管理監督者がしっかりとマネジメントを行い、真に必要な職員に対して適切な超過勤務を命ずる一方、事前命令のない職員をしっかりと帰らせることが重要でございます。これを周知徹底し、取り組んでいきたいと考えております。

子ども医療費助成制度について二つご質問がございました。

まず、子ども医療費助成制度の現物給付方式導入へ向けた県の対応についてのお尋ねでございます。先日、岡議員の代表質問に答弁いたしました。未就学児までを対象に現物給付方式を導入するかどうかについては、本年度、中学生の通院まで助成対象に引き上げたときと同様に、助成事業の実施主体であります全市町村の合意形成が前提と考えております。これを基本に、未就学児までを対象に現物給付方式を導入するに当たった課題を

整理し、認識を共有化することを目的に、県と市町村による勉強会の開催について、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、現物給付方式を小・中学生にも導入し、定額一部負担金もなくし、医療機関での窓口払いを完全に無償化してはどうかとのお尋ねでございます。今般の国の見直しは、未就学児までを対象に減額調整措置が廃止されるものでございます。

本県では、一旦窓口で自己負担金を支払っていただき、後日自動的に助成金を口座に振り込む自動償還方式を採用しております。この方式により、国民健康保険の減額調整措置を受けることなく、受給者の利便性を確保してきたところでございます。財政状況が厳しい国民健康保険の運営にとりまして、国庫負担金の確保は極めて重要であることに変わりはありませんので、未就学児までを対象とした現物給付方式の導入については、市町村と検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、定額一部負担金については、これを廃止した場合必要となる財源でございますが、現行制度の一・五倍となる約十八億円に膨らむと見込まれます。加えまして、今般の国の見直しでも議論となりましたが、医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度や医療提供体制に与える影響も考慮する必要があるかと思っております。

子ども医療費助成制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度とし、また、受給者の適正受診を確保する観点からも、定額一部負担金は必要と考えております。

私に対する質問は以上でございました。

○副議長（小泉米造） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、生活保護基準の見える化について、また生活困窮者自立支援制度の運用状況についてのお尋ねでございます。

生活保護の受給決定に当たりましては、生活に困窮されている方がお住まいの市町村や年齢、世帯構成、収入状況、健康状態など、個々の状況を確認することが必要でございます。しかしながら、議員ご指摘の生活に困ったときの早期相談につなげることは大切でございますので、県のホームページにおいて、生活扶助の種類や内容、保護制度のQ&A等をわかりやすく掲載するなど、生活保護制度の見える化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が生活保護に至る前に手を差し伸べ、自立の促進を図るという観点から重要な制度でございます。このため、県におきましては、県社会福祉総合センター内に奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターを設置いたしまして、生活困窮者の支援に当たっているところでございます。その際、生活困窮状態から脱するためには、就労支援が最も重要な取り組みと考えております。このため、地域の民生委員やハローワーク等の関係者とネットワークを構築して支援に当たるなど、個別の課題に対応したチーム支援に取り組んでおります。この結果、平成二十七年四月の制度開始

からことし一月末までに三百三十二名の方に就労支援を行い、そのうち約四〇%の百二十八名の方が就労につながっているところでございます。

さらに、相談者の中には、長期間ひきこもり等で就労経験が乏しく、すぐには就労に結びつかないケースもございます。このため、今年度から生活習慣の形成やビジネススキルの取得支援など、個々の状態に応じた就労準備支援を実施いたしております。さらに、来年度は、県が認定する就労訓練の受け入れ事業所を拡充するため、新たに専任職員を配置いたしまして、就労・自立支援の強化に取り組むなど、支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（小泉米造） 森田産業・雇用振興部長。

◎産業・雇用振興部長（森田康文） （登壇）四十二番今井議員の質問にお答えいたします。

私には、小規模企業振興基本条例につきましてパブリックコメントの反映の状況、それと具体的な支援策をどのように考えているのかという問いかけでございます。

まず、先般実施いたしましたパブリックコメントでは、六つの団体、お二人の個人から、議員ご指摘のとおり七十件の多様な意見が寄せられました。その内容、大きくは二つに分けられると考えております。一つ目は、小規模企業が置かれた厳しい現状に目を向け、事業の持続的な発展に軸足を置いた条例とするように求める意見、二つ目は、施策の実施に当たり、実態把握に努め、その実効性を高めるべきだという意見でございます。

まず一つ目につきましては、条例案の基本理念において、地域密着の多様な事業活動で、独自の商品・サービスを持ち、自主的な努力を続けている小規模企業の特性が最大限発揮される環境整備を図ることで、小規模企業の事業の持続的な発展を促すということを掲げることとしております。

二つ目について、これまで事業者の皆さんの実態把握が重要と認識しまして取り組んでまいりましたが、新しい条例の施行を機に、その取り組みをさらに充実するなど、県の動きを活発化していきたいと考えております。条例案では、地域金融機関を含む小規模企業支援団体との連携を盛り込むことといたしました。また、小規模企業の実態に詳しい有識者のご意見をいただくなど、施策の実効性を一層高めていきたいと考えております。

次に、支援施策の推進に当たりまして、条例案に掲げております経営向上に有益な情報の提供、販路の開拓、資金供給といった八つの基本方針に沿って進めてまいります。具体的な例示を申し上げますと、来年度は新たに経営のノウハウを体系化した手引きを作成し有益な情報を提供する、あるいは各種支援メニューを飛躍のきっかけとしていただいて、活用していただいて、チャンスをつかんでいただけるように情報発信を工夫していきたいと考えております。また、地域の農産品で独自の新しい土産物をつくるといった農商工連携の促進、さらに県内各地で行われます文化、スポーツといったイベントによる誘客をご商売につなげていただくような場づくりなど、県庁の部局が連携したきめ細かな支援を進

めることで、努力する小規模企業の事業活動に弾みをつけていただきたいと考えております。

変化が激しい時代の中で、新条例が、努力し続ける小規模企業の味方となりまして、小規模企業にその力を存分に発揮していただけますよう、またグローバルニッチトップを目指す小さくても強い企業、小さくても永く続く企業をふやしていただくため、県としても環境の整備、充実に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、小中一貫教育について三つの観点からのお尋ねでございます。

小中一貫教育は、義務教育九年間を一つのまとまりとして捉え、小・中学校が連携をより強固にして子どもたちの学習指導、生活指導を充実させ、学力の向上や豊かな人間性を育成することを狙いといたしております。

今年度県下におきましては、小中一貫教育を導入している市町村は三市二村の五市村でございます。また、今後導入を、五條市、王寺町において検討していると聞いております。次に、適正な学校の規模についてでございますが、学校教育法改正施行規則には、小・中学校ともに十二学級以上、十八学級以下が標準と示されており、小中一貫教育を行う新たな学校として平成二十八年度から設置可能となった義務教育学校は十八学級以上二十七学級以下が標準となっております。

小中一貫教育導入に当たってのメリットといたしましては、九年間を見通した系統的な教育を行うことによる学習意欲の向上や、中学校進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる中一ギャップの解消などが上げられております。一方、新たな取り組みに対して保護者が不安を感じる場合もあることから、保護者や地域住民の声を丁寧に聞き、ビジョン・目標を共有し、地域一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校への転換を図ることが重要でございます。

いずれにいたしましても、市町村立の学校における小中一貫教育の導入は、設置者である市町村教育委員会の判断となりますけれども、県教育委員会では制度の導入を検討している自治体に対しては、国や県での先行事例の成果や課題などの情報提供、また必要に応じて設置協議会に指導主事を派遣するなど、適切に支援をしております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

平和の問題でございます。これは、今被爆者国際署名が世界で数億人の規模で取り組もうという大きな提起がされてきておりまして、平和首長会議も一緒に取り組むというようなことになっております。奈良県は、三十九の市町村全部、平和首長会議に参加をしてい

るといふようなところがございます、私は知事もぜひ積極的に署名の拡大にご協力いただきたいなと思うわけですが、東アジア地方政府会合の中で、平和首長会議に入っているところを調べましたら、二つの自治体、中国の成都、「成る」という字に「都」、それからベトナムのフエ、それ以外は加入をしておりますけれども、ぜひつながりで声をかけていただけたらいいなというふうに思いますので、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、職員の働き方の問題です。知事は、職員の議会の質問をする、そういう時期は残業がふえるのだから、ちょっと我慢してほしいんだというようなことを言われたのですけれども、しかし資料にも出ささせていただきましたが、月に八十時間、それから百六十時間を超えて働いているという職員の方がいらっしゃるということについては、どのように認識をされているのか、この点について伺いをしたいと思います。

欠員ですけれども、半年間で十一人も欠員がふえているというような状況です。一昔前であれば、公務員といえますのは一番なりたい仕事ということで選ばれていたわけで、最近はなかなか来てもらえないというようなこともあるかもしれませんけれど、欠員、何で人が来てくれないのか、知事、何か考えていることがありましたらお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、子どもの医療費の問題につきましては、ぜひ無償化をしていただきたいと思っております。

貧困の問題では、ホームページに詳しいことを掲載していただくということでございますので、それについてはぜひ前に進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

小規模企業振興基本条例、本当に多くの皆さんが、やっと自分たちが何かかかわることができるのだという、そういう思いで受けとめておりますので、積極的に進めていただきたいと思っております。

小中一貫の問題ですけれども、小中一貫では分離をする場合と、小中が一緒になる場合とありますが、やり方といたしましていけるのかどうかということですね。王寺町の場合でしたら、王寺北小学校を廃止する方向ですけれども、不登校が一人もいないのです。そういう学校を潰してはもったいないという意見がありまして、小中一貫のところと、それからそこと分離して連携をするというようなやり方というのは可能なかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 私に対しましては、職員の働き方についての再質問でございます。

一つは、偏在でございますが、大変長くたくさん残業される部局があるということでございますが、偏在は部局への偏在と季節への偏在、両方あるように思います。財政課が、やり玉に挙がっておりますけれども、財政課は部局の偏在とともに季節の偏在がある面でございます。常時、もちろん議会があるわけではございませんので、財政も予算編成はございますけれども、年がら年中というわけでもございません。そのような季節偏在がある

ところは、どのようにすればいいのか、季節だけ定員をふやすという器用なことができないのが、季節偏在の悩みでございます。これまでの手法といたしましては、忙しいときは残業、我慢してくれと、そのかわり、暇なときはたっぷり休んでくれという、そのようなやり方が伝統的でございます。そのようなことで疲労が回復するのかなど、今風に考えると難しいところがあるように思うわけでございますが、季節偏在または部局偏在については、もう少し考えて検討していかなければいけないことだと思っております。もう少し勉強しなければいけないというふうに受け取らせていただきました。全部局にわたって、このようなテレビを見ておられる方は印象、全部すごい働いているのだぞと、思っていたことは多少ありがたいことでもありますけれども、全部財政課みたいに働いているのだということではないわけでございますので、部局偏在、季節偏在をどのように解決するかというのは、知恵が要るように思いますので勉強を続けたいと、今まで勉強しているところでございますが、日本のいろいろな職場では同じようなことがありますので、定員の増加だけではなかなかいかないということでございます。

もう一つは、欠員についてのご質問がございました。欠員も最近目立ってきているように思っております。欠員の理由というのは、いろいろありまして、募集しても来られない場合があったり、たまたまやめられる方も出ることが重なったりといった事情がいろいろあるようでございますので、欠員の生じた事由を、もう少しつぶさに勉強させていただきたいというふうに思います。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 小中一貫教育におきましても、校舎が別々のケース、離れている場合の小中一貫教育、これは奈良市が取り入れておりますけれども、校舎が一体型になっても小中一貫教育、先生が別々に小と中に配置されるケース、それから今年度できました義務教育学校というのは小中、先生方がともに同じ免許、小中の免許を持っているケースと、形態はいろいろございますので、議員が先ほどおっしゃいました形態もとれると思っておりますけれども、結局はビジョン、目標というものは何かということによって、制度をしっかりと設計していく必要があると思っております。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） 本当に過労死を出さないということで、ぜひ具体的な対策を進めていただきたいことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（小泉米造） しばらく休憩します。

△午後二時二十七分休憩

△午後二時四十三分再開

○議長（川口正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十七番岩田国夫議員に発言を許します。――二十七番岩田国夫議員。（拍手）

◆二十七番（岩田国夫）（登壇）議長のお許しを得ましたので、通告いたしております項目について質問をさせていただきます。今議会、私が最終質問者ということで、これまでの質問と重なる部分もあろうと思いますが、私なりの視点で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、ことしの秋に奈良県で開催される第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会についてお伺いいたします。

改めて申し上げるまでもなく、奈良は八世紀までの五百年を超える長い期間、日本の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。このため、奈良には全国的に見ても、類のないほど多くの、すばらしい歴史文化資源が残っております。さらに、古事記において、「大和は国のまほろば、たたなづく青垣山ごもれる、やまとしうるはし」とたたえられた奈良は、日本文化を代表するさまざまな文物の発祥の地でもあります。このように、古来における大陸との交流の中で、奈良は、渡来文化と日本古来の文化が融合し、今に続く日本文化が生み出された場所です。

また、現在、日本各地で継承されている伝統行事が伝統芸能、さらには、茶道や書道など、日常の稽古事や趣味として広く国民の生活の中に根づいている生活文化も含め、奈良が発祥の地やその発展に大きな影響を与えた文化も数多くあるのではないのでしょうか。このようなことを背景に、奈良では、その全国に誇れる歴史文化資源を活用して、これまでも幾つかのプロジェクトが実施されてきました。特に、二〇一〇年に開催された平城遷都一三〇〇年祭では、県内各地に国内外から多数の観光客を迎え、奈良の持つ歴史的意味や価値を伝え、奈良の魅力を改めて発信することができ、大変意義深い取り組みであったと考えています。さらに、現在もこれに引き続き奈良県が中心となって、二〇一二年の古事記完成一三〇〇年から、二〇二〇年の日本書紀完成一三〇〇年までの期間とする、記紀・万葉プロジェクトが積極的に展開されているところであります。九年間にわたる長期プロジェクトは、奈良県ゆかりの歴史資源を活用した独自性の高い取り組みであり、日本文化の基盤をなす奈良の文化的意義を広く発信する大変すばらしい取り組みであると、高く評価しているところです。

このように、奈良の歴史文化の価値を内外に発信するため、平城遷都一三〇〇年祭から記紀・万葉プロジェクトへと続く、さまざまな事業が展開されている中、本年、全国的な文化・芸術の祭典である国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が、奈良の地で開催されます。国民文化祭は、国内最大級の文化の祭典として、各種の文化活動を全国的規模で発表する場を提供することにより、国民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すことを目的に、昭和六十一年から開催されています。また、全国障害者芸術・文化祭は、芸術・文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としており、それぞれ全国の都道府県が持ち回りで開催するものですが、奈良県では初めての開催となります。これらの大会には、全国から多くの文化・芸術団体等の方々が発表者

として参加するために来県されるし、それらのイベントを観覧するために来られる方も多く聞いています。ことしの秋の奈良は、例年にも増してにぎやかになると期待しているところであります。このような機会を捉えて、奈良の持つ歴史文化の魅力を、より多くの人々に発信することは、誠に意義深いことであると考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

平城遷都一三〇〇年祭から続いて、記紀・万葉プロジェクトを展開するこの時期に、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催することについて、知事の所見をお伺いいたします。

次に、(仮称)奈良県国際芸術家村についてお伺いいたします。

(仮称)奈良県国際芸術家村は、世界遺産や国宝、重要文化財など、本県の最大の強みである歴史文化資源を活用し、文化財の保存修復と文化財に加え、古事記・日本書紀・万葉集をはじめとする文献資料、歴史上の人物などの歴史文化資源の活用に係る施策を総合的・一体的に展開する拠点として位置づけられています。また、拠点化に当たっては、日本最古の官道である山の辺の道など、周辺への周遊を含む着地型観光や地元農産物の販売・加工、伝統工芸品の展示・即売・製作体験、道の駅など、さまざまな政策分野と連携しながら、これらの関連施設とあわせて複合的に整備し、将来的には県民や来訪者が上質な文化・芸術に触れ合うことができる文化・芸術振興の総合的な拠点となることを目指しておられます。私も、奈良県の発展のために当該拠点が形成されることについて、大いに賛同しているところであります。

私の地元である天理市においても、(仮称)奈良県国際芸術家村にアクセスする際、公共交通の玄関口ともなる天理駅前広場が、周遊観光、文化振興の拠点として、ことし四月に全面リニューアルされます。また、山の辺の道沿いにある観光客の休憩施設である天理市トレイルセンターも、ウォーキングやサイクリング、地元農産物の振興の拠点と位置づけて整備が進められています。このように、多くの観光資源を有する山の辺の道周辺において、(仮称)奈良県国際芸術家村を中心に、県と天理市が文化・芸術振興や観光・産業振興、まちづくりなど多岐にわたる分野で連携・協力し、地域の魅力を高め、当該拠点を核として県内全域で交流人口や宿泊者の増加によって県内消費を拡大させることで、地域の活性化、地方創生を目指していくことは非常に重要であり、大いに期待しているところです。

我が国においても、人口減少、超高齢化といった現在直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的、持続的な社会を創生できるよう、地方創生の取り組みが進められていますが、本県の(仮称)奈良県国際芸術家村の取り組みもその一翼を担うものであると思っております。先月には、(仮称)奈良県国際芸術家村の拠点整備の取り組みが、国の地方創生拠点整備交付金の対象事業として認められたと聞いております。

(仮称)奈良県国際芸術家村については、国の地方創生の交付金を活用しながら、これまでも必要な予算を計上して整備を進められていますが、本県独自の地方創生を少しでも早く実現するためにも、さらに取り組みを促進していただきたいと思います。

そこで、知事にお伺いいたします。

(仮称) 奈良県国際芸術家村の整備事業について、これまでの進捗状況と今後の予定についてお伺いいたします。

次に、高齢者施策の推進についてお伺いいたします。

県が本年一月に公表された、平成二十七年の県民の健康寿命の統計資料を、先日拝見しておりました。これによりますと、六十五歳時点における県民の方の平均余命は、六十五歳の方は男性なら八十五歳まで、女性なら九十歳まで、もちろん現実はそのよりも長寿の方もおられ、県には百歳以上のご長寿の方が約九百名もいらっしゃるということです。こうした数字を見ますと、高齢者によって六十五歳以降の長い長い人生を、いかに元気で健康に暮らすか、どのように生きるかが重要なテーマであると改めて感じたところです。

このことに関して、私の地元の天理市で活躍されている高齢者の事例をご紹介します。その方は、八十歳を超えられた女性ですが、老人クラブの役員や書道教室の指導者として活躍されたり、介護予防教室等でボランティア活動を実施されるなど、地域で生き生きと活動しておられます。その方の周りの皆さんは、体も気持ちも元気で若々しく、あんな人になりたい、憧れのシニア像ですとの感想を述べられていました。先ほどの県民の健康寿命の統計資料には、健康寿命を算出するために平均要介護期間のデータも記載されていましたが、六十五歳以降のこの期間は、男性では一・七六年、女性では三・五七年となっていました。要介護二以上になると、一般的には、起き上がりが自力では困難であったり、排せつや入浴等で介護が必要になります。

先ほど、元気な高齢者の話を紹介させていただきました。健康な状態で人生を全うすることは誰もが望むところですが、現実には加齢に伴い、病気になったり身体の機能が衰えてくることは避けられません。介護が必要になることも現実には生じます。男性なら二年近く、女性なら四年近くは介護のお世話になる期間、言いかえるならば、健康ではない期間を過ごさなくてはならないということです。この数値は平均値ですから、現実的にはもっと長い期間、要介護の期間を過ごされる方もいらっしゃいます。私の身近な例をお話しますと、ある高齢者世帯のご婦人から、間もなく夫が病院を退院しなければならないが、夫の介護をどうすればよいのか、家で世話をできるのか、それとも施設など行き場所を探さなくてはならないのかといった内容の相談がありました。そのご婦人は、大変不安な気持ちをお話されていました。この方のみならず、最近は同様の相談をよく受けます。高齢化がますます進展する中、たとえ介護が必要な状態になっても、高齢者やそのご家族が安心して生活できる環境づくりはとても大切であります。

以上のことを踏まえ、健康福祉部長にお伺いします。

県として、高齢者が健康で生きがいを持って活躍するため、どのように取り組んでおられるのか、また、介護が必要な状態になっても、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、どのように取り組んでおられるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、若者の雇用について伺います。

一月末に、奈良労働局が発表された奈良県の一般職業紹介状況によりますと平成二十九年一月の本県の有効求人倍率は一・二二倍であり、また、全国のハローワークで受理した求人から、実際の就業地が奈良県内となっている求人数を抽出した就業地別の有効求人倍率では一・三六倍とこれまでの最高値を更新している状況であります。私は、今から約四年前にも若者の雇用対策について質問をいたしましたが、その際の平成二十五年一月においては、本県の有効求人倍率は〇・七一倍という状況でありました。この四年間で〇・五一ポイント上昇して一倍を超え、求人数が求職者数を上回る状況になっております。これは、景気の穏やかな回復のあらわれであって、仕事を求める方にとっては非常に就職しやすいという状況であり、その点では喜ばしいことでもあります。

しかしながら、一方、雇用する側から見れば募集しても応募がないという人手不足の状況となっており、企業経営にかかわる大きな喫緊の課題となっています。県内経済を活性化させるためには、企業が元気にならなくてはならず、労働力や特に若者就業者の確保が必要であると考えます。現状で県内及び県外の学生たちが県内企業の情報を持っておらず、決して関心も高くない状況であります。それを改善するため、県内企業の魅力を積極的に伝えていくことで、県内及び県外の学生の多くが、県内企業で働くことにつなげていく必要があると思います。

また、平成二十四年の就業構造基本調査によれば、県内の十五歳から三十四歳の若者のうち、求職活動をしている者は約一万九千三百人、就業しておらず求職活動もしていない、いわゆるニートに約八千三百人いるとされています。このような隠れた若者の労働力を、いかに県内企業で働けるようにするかというのも行政の役割だと考えています。

そこで、産業・雇用振興部長にお伺いいたします。

県内企業の人材確保を進めることを狙い、学生の新卒者等の県内就職者をふやすために、どのような取り組みが必要と考え、その取り組みを実践していこうとしておられるのか、お伺いいたします。

次に、森林作業道について伺います。

県土の約八割を占める森林は、美しい景観を形成するとともに、自然災害を防ぎ、多様な生態系を保全し、豊かで清らかな水を蓄え、木材や山菜などの林産物を提供するなど、県民にさまざまな恩恵をもたらしてきました。しかしながら、長期に及ぶ木材価格の低迷や、木材需要の減少等による林業の採算性の悪化に加え、森林所有者の世代交代による森林への関心の低下等により、間伐などの必要な森林管理が行われず、いわゆる施業放棄林が増加し、森林の有している多様な機能の低下が危惧されているところであります。

このような中、県では森林を守り育て、林業及び木材産業を振興することを目的として、平成二十二年に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例と、同条例に基づく指針を策定されました。その後、平成二十七年には、同条例に基づく取り組みをさらに強化・加速するために奈良県林業・木材産業振興プランを策定し、高級材を選んで出す林業から、

A・B・C材全てを搬出して多用途に提供する林業への転換を目指しておられます。あわせて、A・B・C材全ての受け皿として競争力のある木材産業の構築と、県産材製品の流通拡大の実現も目標に掲げ、豊富な森林資源を県産材製品として流通させることにより、川上から川中、川下まで一貫した経済循環を活発にして、適正な森林づくりと地域産業の活性化、雇用の創出に取り組んでおられます。

さて、県がこのような取り組みを進めている中、平成二十七年十二月に出力六千五百キロワット、燃料用木材を年間七万二千トン消費する、奈良県初の木質バイオマス発電所が大淀町で稼働しました。発電所では燃料用の木材を、一トン当たり七千五百円で購入されていますが、この価格が本県における間伐材の最低価格となって、県産材の価格を下支えしていると聞いています。また、樹木の先端部や材質の低い木材など、これまで林内に放置されていたC材が山から搬出されることにより、県全体の木材生産量を増加させ、林業労働者の雇創出しているのではないのでしょうか。このように、木質バイオマス発電所の稼働は、本県の林業、木材産業界に非常によい影響を与えていると考えておりますが、一つ気がかりなことがあります。

私の地元である天理市には、約三千四百ヘクタールの森林がありますが、森林作業道の整備がおくれており、間伐を実施しても、搬出することが難しい森林が大半を占めていると思われま。今後、木質バイオマス発電所が順調に稼働し、本県の林業・木材産業が成長していくためには、まさにA・B・C材全ての安定的な供給が必要であります。そのためには低コストで効率的な木材搬出を可能とする森林作業道の整備が非常に重要であると考えます。

そこで、農林部長にお伺いいたします。

高級材のみを選んで出す林業からA・B・C材全て搬出して多用途に供給する林業への転換を進めていくには、森林作業道の整備が重要であると考えますが、県は森林作業道の整備に対して、どのような施策を講じているのでしょうか。

最後に、天理市内の道路整備について二点要望いたします。

まず一点目は、九条バイパスについてです。

九条バイパスは、天理市東井戸堂町にある天理イオン付近から南に向かって桜井木材天理団地までの約二キロメートルの道路です。これまで事業を進めようと試みましたが、さまざまな調整が難航したため頓挫したこともありました。

県におかれましては、このような経緯がある中でも、ルートの見直しや必要性の整理などさまざまな検討を行っていただき、平成二十七年度から新規に事業を着手していただきました。さらに、昨年十一月の都市計画審議会を経て、十二月九日には都市計画決定がなされました。これで、事業を進めるための環境は整ったこととなります。これまでご尽力いただきました奈良土木事務所をはじめ、関係する県の皆様方に御礼を申し上げます。

この九条バイパスは、天理市が県と連携協定を締結して進めている天理市のまちづくりにとって、必要不可欠な道路です。にぎわい拠点となる天理駅周辺地区と健康づくり拠点

となる長柄運動公園との連携を強化する重要な道路です。県と市が連携して、天理市のまちづくりを強く押し進めていくためにも、九条バイパスのなお一層の事業推進を強く要望しておきます。

二点目は、笠天理線についてです。

県道笠天理線は、天理市滝本町の天理ダム周辺から桜井市笠に通じている道路です。藤井集落の方々が天理の市街地に行くための唯一の生活道路であり、笠そばで有名な笠の荒神さんに行くためのアクセス道路でもあります。平成二十二年度から延長八百メートルの道路改良に着手していただいておりますが、これまで県単独事業であったこともあり、三百メートルが完成したに過ぎません。来年度からは交付金事業になると聞いており、今後の事業推進に大いに期待しているところであります。地元は全面的に用地協力をする意向で、私も事あるごとに地権者の方々に対して用地を含め、全面的な協力をお願いしております。今のところ、地図訂正等の作業もあり、用地買収に時間がかかっていますが、来年度以降、これまでとは比べものにならないぐらい早いスピードで用地買収、そして工事が進められることを強く要望しておきます。

これで壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十七番岩田議員のご質問がございました。私に対しましては、二問ございました。

第一問は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭、奈良開催の所見、あるいは取り組み状況でございます。

奈良県は国家形成の地でございます。歴史と文化の豊かな蓄積を誇る、日本文化始まりの地でもございます。古来の文化と渡来の文化が交流・融合を果たし、新しい文化を創造する、日本文化独自のダイナミズムが生み出され、その後の日本文化発展の型が生み出された場所であると理解をしております。

県といたしましても、これまで平城遷都一三〇〇年祭や記紀・万葉プロジェクトなどを通して、日本文化の源流であると自負しております奈良県の魅力を国内外へ発信してまいったところでございます。このような日本文化の交流・融合・創造の場でございます奈良県において、本年九月一日から十一月三十日まで三カ月、九十一日間、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を国文祭・障文祭なら二〇一七として全国で初めて一体開催することになっております。

国文祭・障文祭なら二〇一七のテーマとして、日本文化の源流を探る、文化の今を楽しむ、文化芸術立国の基礎、礎を築く、障害のある人とない人のきずなを強くの四つを掲げ、現在準備を進めているところでございます。秋の本番では、東大寺大仏殿前でオープニングをはじめ、社寺でのシンポジウムやコンサートでは奈良が持つ文化資源を文化芸術表現の場として十分に活躍するといった、他の開催地には見られない特色を出すとともに、

障害のある人の芸術・文化祭との一体開催を踏まえ、新しい試みもしてみたいと思っております。例えば、視覚に依存しない体感型の展覧会やさわれる展覧会でございますが、障害のある人とない人が一緒に歌うコンサートなど、障害のない人にも感激を与え、障害のある人もない人もともに楽しめるような工夫が含まれた大会にしたいと考えております。

全国で初めて国民文化祭と全国障害者・芸術文化祭を一体開催することにより、文化芸術が障害のある方の活力の源になるとともに、障害のない人にも感激を与え、障害のある人とない人の、文化芸術活動を通じた新たな関係性が生まれることも期待をしております。さらに、国際的なつながりも視野に入れながら、今ある日本文化の厚みと深みを再認識するとともに、現在における多種多様な文化活動や文化交流により、地域の活性化が今後とも持続力を持って図られることを目指しております。この大会の開催を通して、文化を奈良県振興のブランド力として、東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国に、そして世界に力強く発信をしていく契機としたいと考えております。

(仮称)奈良県国際芸術家村の進捗状況についてのご質問がございました。

議員お述べのように、(仮称)奈良県国際芸術家村は、県がその強みであります歴史文化資源を活用し、人材育成を含めて総合的・戦略的に施策展開を図る拠点として整備をしたいと考えておるものでございます。

まず、歴史文化資源を活用していく前提として、文化財の保存修復に係る伝統技術の伝承が不可欠でございますので、拠点づくりに当たりましては、県文化財保存事務所等の移転や文化財の保存修復に係る団体・企業などの誘致によって後継者の育成を図りたいと考えております。加えまして、ユネスコアジア文化センターなどと連携して、文化財の保存修復に係る国際的な人材育成のための研修や国際的な会議なども誘致してまいりたいと考えております。また、文化財の修復現場の公開・解説や触れて学ぶことができる仏像等のレプリカ展示、質の高い文化・芸術イベントの開催などを通じまして、県民の皆様や来訪者が直接歴史文化資源や上質な文化芸術に触れ合う場を提供したいと思っております。

さらに、当該拠点の周辺は、山の辺の道など観光資源が豊富な地域でございますので、周辺への周遊機会の提供や地元農産物の販売・加工など各政策分野と連携しながら、複合的なサービスが提供できる地域振興の拠点にもしたいと考えております。これらの機能を担う施設につきましては、昨年十一月の奈良県国際芸術家村構想等検討委員会で承認され、十二月議会にご報告させていただきました基本計画に基づき、地元天理市などと連携しながら整備を進めてまいりたいと思っております。

現在の進捗状態でございますが、整備に当たりましては事前に必要となります地形測量などの調査につきまして、今年度内に終了する見込みでございます。候補地用地の取得に関しましては、地権者の合意が得られましたので、今議会に追加提案を予定しており、ご議決をいただいた後に土地売買の契約を締結させていただきたいと考えております。

今後の予定でございますが、平成三十二年度中の完成を目指し、新年度には建築設計や造成工事、民間ホテル事業者等の誘致などに取り組んでまいりたいと考えております。ま

た、同施設の運営につきましては、民間のノウハウの導入など、より効率的なものになるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

ご質問は以上でございました。ありがとうございました。

○議長（川口正志） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）二十七番岩田議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、高齢者が健康で生きがいを持って活躍するため、また介護が必要な状態になっても、安心して生活できるよう、どのように取り組んでいるのかとお尋ねでございました。

議員お述べのとおり、県におきましては、介護を必要とせず、元気で活躍いただける期間であります健康寿命を日本一にすることを目指し、さまざまな取り組みを進めているところでございます。その中で、介護予防につきましては、運動や外出を日常生活の中に取り入れていただくため、市町村と連携し、身近なところで健康体操やレクリエーション等を楽しんでもらえるような取り組みを各地域で進めております。

また、生きがいづくりでは、スポーツや文化活動をはじめ、これまでの経験等を生かした地域貢献活動などを通して、生きがいを持ってご活躍をいただくことが重要と考えております。このため、県主催のスポーツ文化交流大会である、ならシニア元気フェスタの開催や、地域貢献を目的とした起業に対し財政的な支援を行っております。このほか、老人クラブと連携し、子どもの見守り活動などの活躍の場づくりにも取り組んでおります。

一方、介護が必要になっても安心して生活できるよう、ご本人の心身の状態や家族の状況等に応じて、必要な介護サービスが受けられる体制づくりが重要でございます。このため、特別養護老人ホームやグループホーム等の住まいの充実をはじめ、訪問介護やショートステイなど、在宅介護を支える介護サービスの充実に取り組んでいるところでございます。とりわけ、在宅介護を支えるため、夜間や休日でも定期的に訪問する事業所や、訪問・お泊まり・通いといった複数のサービスを一体的に提供する事業所の参入を促進しております。また、在宅生活に移行した後も、必要な医療サービスが受けられるよう、入退院調整をスムーズに行うため、医療と介護の顔の見える関係づくりにも取り組んでいるところでございます。

今後とも、高齢者が健康で生きがいを持ってご活躍をいただき、安心して生活できる奈良県を目指して、さらなる取り組みの充実に努めてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（川口正志） 森田産業・雇用振興部長。

◎産業・雇用振興部長（森田康文） （登壇）二十七番岩田議員のご質問にお答えいたします。

私には、若者の雇用対策といたしまして、学生等の新卒者の県内就職者をふやすために、どのような取り組みを実践していこうとしているのかという問いかけでございます。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査によりますと、大学等卒業者の地方圏における地元定着割合は、世代ごと、男性で五十歳代四二・四％に対して二十歳代ですと六一・七％、女性では五十歳代で六三・一％に対して二十歳代で六五・六と、若い世代の方が高くなっております。地元志向が高まっているということだと思います。平成二十八年度の奈良県の県民アンケート調査におきましても、奈良県に住みたいと考えている若者は六三・一％と半数以上を占めております。こうした傾向を受けまして、県内出身の学生の方々に奈良での就職を促すためには、早い時期から県内企業を知ってもらうことが重要と考えております。

多くの学生は、就職希望する企業の情報を就職サイトから入手しておられると思いますが、その一方で学生にとりまして在籍する大学のいわゆるキャリアセンターは、就職活動や企業情報等に関する相談やセミナー、あるいは企業説明会の案内などを行っておりまして、就職活動を行う際の大きなよりどころとなっていると思います。そのため県内企業と県内外の大学が接する機会を着実に広げていくことが、県内企業を学生の方々に知っていただくために、最も期待できる方法であると考えております。

そこで、県内企業や関係団体と連携して四つの取り組みを、地道ではございますが一層充実してまいりたいと思います。一つ目は、関西大学や近畿大学をはじめとしまして、県内外の大学生向けの県内企業の説明会の実施でございます。二つ目、これは理科系の人材確保ということで、奈良先端科学技術大学院大学等で県内企業の説明会を開催していただいておりますが、そういったところへの協力を行うこと。三つ目は、県内企業と大学のキャリアセンターとの意見交換会を重ねていくこととでございます。四つ目は、大学のキャリアセンターに県内企業の求人情報を小まめに提供することとでございます。

さらに、学生さんが県内企業の社内の雰囲気や仕事内容を、じかに体感していただけるインターンシップも県内就職につなげるためには非常に有効な手法であると認識しております。新年度から、奈良工業高等専門学校生あるいは奈良女子大学等の女子大学生を対象としましたインターンシップに積極的に取り組んでまいります。さらに、それをほかの大学にも広げられるよう努めていきたいと考えております。

加えてでございますが、いわゆるニートと言われます方を含めました若年無業者で就職に不安を抱える方々に対しましても、専門家のサポートのもとで就労の経験を積むなど、そういう支援を行って、就業につなげてまいりたいと思います。そのほか、若者の相談窓口であります県のならジョブカフェでは、一人ひとりの個性に合わせたきめ細かな就労相談を行っておりまして、県内企業への就職を支援しております。こういった取り組みによりまして、これからの本県の経済を支える若者の県内定着のために、今後も精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（川口正志） 福谷農林部長。

◎農林部長（福谷健夫） （登壇）二十七番岩田議員のご質問にお答えをいたします。

私には、森林作業道の整備について、どのような施策を講じているのかとのお尋ねでございます。お答えをいたします。

議員お述べのとおり、高級材を選んで出す林業から、A材・B材・C材全てを搬出して多用途に供給する林業への転換を図っていくには、森林作業道の整備が非常に重要であると認識をしております。このため県では、平成二十二年に策定をしました森林づくり条例及び同指針に基づき区分された木材生産林において、意欲的な林業事業者等が一定規模以上の施業区域を集約化し、計画的・積極的に木材生産を実施する森林を第一種木材生産林と位置づけ、壊れにくく、繰り返し使用できる奈良型作業道の整備を推進しております。奈良型作業道は、現在までに十カ所、約五千二百ヘクタールの第一種木材生産林で、約一〇キロメートルの整備に対し、支援をしてまいりました。このほか、第一種木材生産林以外の、比較的小規模で森林所有者みずからが木材生産を行う第二種木材生産林では、国などの補助制度を活用して作業道の整備を促進しております。

県では、現在、スイスを参考とした森林環境管理制度の導入に向けた取り組みを進めていますが、スイスで森林管理を実践しているフォレストナーから、森林を管理していく上で重要な取り組みは路網の整備、機械化、そして人材育成と聞かせていただきました。

森林作業道は、森林の管理に必要な施設であり、林業作業現場へのアクセスの改善、機械の導入による安全性と効率性の向上など、林業労働者の労働条件の改善等にも寄与する、林業の最も重要な生産基盤であることから、引き続き奈良型作業道を中心とした森林作業道の整備を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（川口正志） 二十七番岩田国夫議員。

◆二十七番（岩田国夫） 荒井知事はじめ、各部長の皆さん方の前向きなご答弁をありがとうございました。

特に、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭なら大会については、平城遷都一三〇〇年祭を大成功に導かれました荒井知事の手腕を生かしていただき、次回の奈良県での開催は四十七年後となるかもしれませんが、次回の開催時には、前回の奈良県での開催は県内の皆さんのみならず、全国から大勢の方々が奈良県にお越しいただき、大盛況であったと言われるような国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭となるよう、荒井知事の手腕に大いに期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川口正志） これをもって当局に対する一般質問を終わります。

○議長（川口正志） 次に、本日、知事から議案十四件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

△財第二百一号

平成二十九年三月九日

奈良県議会議長 川口正志様

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

- 議第一一九号 平成二十八年度奈良県一般会計補正予算（第五号）
議第一二〇号 平成二十八年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算（第一号）
議第一二一号 平成二十八年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算（第二号）
議第一二二号 平成二十八年度奈良県公債管理特別会計補正予算（第二号）
議第一二三号 平成二十八年度奈良県病院事業清算費特別会計補正予算（第一号）
議第一二四号 流域下水道事業にかかる請負契約の締結について
議第一二五号 流域下水道事業にかかる請負契約の変更について
議第一二六号 （仮称）奈良県国際芸術家村建設用地の取得について
議第一二七号 権利の放棄について
議第一二八号 権利の放棄について
議第一二九号 権利の放棄について
議第一三〇号 有料道路「南阪奈道路」の事業変更の協議に応じることについて
議第一三一号 監査委員の選任について
報第三〇号 地方自治法第百八十条第一項の規定による専決処分の報告について
県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

以上のとおり提出します。

△議第三百三十一号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十九年三月九日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

齋藤信一郎

○議長（川口正志） 次に、平成二十八年度議案、議第百十九号から議第三百三十一号及び報第三十号を一括議題とします。

知事に追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（荒井正吾） （登壇）ただいま提出しました議案について、その概要をご説明いたします。

まず、議第百十九号は、平成二十八年度一般会計補正予算案です。今回の補正予算案においては、熊本地震において災害救助活動を実施した県内の市町への負担金の交付、平成三十年度から開始される国民健康保険制度の県と市町村との共同運営に向けた財政安定化基金の積み増しのほか、諸般の事情により必要と認められる経費の増額を行うため、二十四億三千八百万円余の増額補正を行います。

一方、県税の収入見込みの減等により県税交付金を減額するほか、事業の年度内の執行を見通して八十四億九千一百万円余の減額補正を行い、差し引き六十億五千二百万円余の減額計上を行うことといたしました。

繰越明許費については、公共事業等に係る工法検討等に不測の日時を要したことなどにより、百三十三億一千万円余を翌年度に繰り越すものです。

次に、議第百二十号から議第百二十三号の四議案は、特別会計補正予算案です。県立医科大学関係経費特別会計、公債管理特別会計及び病院事業清算費特別会計において、年度内の執行を見通して減額するほか、流域下水道事業費特別会計の繰越明許費について、それぞれ補正するものです。

議第百二十四号及び議第百二十五号は、流域下水道事業に係る請負契約の締結及び変更、議第百二十六号は、(仮称)奈良県国際芸術家村建設用地の取得、議第百二十七号から議第百二十九号の三議案は、県立病院使用料等の未収金に係る権利の放棄についての議案です。

議第百三十号は、有料道路「南阪奈道路」の事業変更に関する協議についての議案、議第百三十一号は、監査委員の選任に関する議案です。

報第三十号は、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟について、議会閉会中に行った専決処分等の報告です。

以上が今回提出した議案の概要です。

どうぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご議決またはご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（川口正志） 次に、平成二十九年度議案、議第一号から議第四十四号並びに平成二十八年度議案、議第百十三号から議第百三十号及び報第三十号を一括議題とします。

この際、ご報告します。

平成二十九年度議案、議第十九号、議第二十号、議第二十一号、議第三十九号及び平成二十八年度議案、議第百十四号については、地方公務員法第五条第二項の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、回答がまいりました。

その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

△奈人委第二百三十三号

平成二十九年三月六日

奈良県議会議長 川口正志様

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

職員に関する条例の制定に伴う意見について（回答）

平成二十九年二月二十七日付け奈議第百八十一号で意見を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

平成二十九年度議案

議第一九号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議第二一号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議第三九号 職員の自己啓発等休業に関する条例

平成二十八年度議案

議第一一四号 職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案に係る条例案は、適当と認めます。

平成二十九年度議案

議第二〇号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものであり、一定の管理職に対して給与減額措置が継続され、長期間に及ぶことは、特例措置とは言いがたく、極めて遺憾であります。

本委員会としては、このような措置は早期に解消されるべきであると考えます。

○議長（川口正志） お諮りします。

ただいま上程中の各議案については、十二人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査並びに審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（川口正志） お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任については、議長から指名推選の方法により指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、お手元に配付の予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、指名のとおり選任されました。

平成二十九年二月 予算審査特別委員会委員名簿（定数十二名）

委員長	十三番	森山賀文議員
副委員長	十五番	岡 史朗議員
委員	一番	亀田忠彦議員
委員	六番	松本宗弘議員
委員	十一番	田中惟允議員
委員	十六番	西川 均議員
委員	十八番	清水 勉議員
委員	二十番	阪口 保議員
委員	二十二番	中野雅史議員
委員	二十九番	太田 敦議員
委員	三十二番	山本進章議員
委員	三十七番	粒谷友示議員

○議長（川口正志） 三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） 予算審査特別委員会開催のため、明、三月十日から二十三日まで本会議を開かず、三月二十四日会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（川口正志） お諮りします。

三十一番和田恵治議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

それでは、さように決し、次回、三月二十四日の日程は、予算審査特別委員長報告及び各常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後三時三十四分散会